

令和 6年 2月 1日  
総 務 部

## 東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則の制定について

東京都教育庁処務規則（昭和45年東京都教育委員会規則第34号）の一部を以下のとおり改正する。

### 1 改正理由

デジタル推進課の設置に伴い、所要の規定整備を行う。

### 2 改正内容

- （1）教育庁の課として、総務部総務課の次に、デジタル推進課を追加する。
- （2）デジタル推進課の分掌事務を規定する。

### 3 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

第六号議案

東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則の制定について  
東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則を次のとおり制定し、公布する。

令和六年二月一日

東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年 月 日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第 号

東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則

東京都教育庁処務規則（昭和四十五年東京都教育委員会規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表総務部の部総務課の項の次に次のように加える。

デジタル推進課

第五条の表総務部の部教育政策課の項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、同部総務課の項の次に次のように加える。

デジタル推進課

一 教育庁及び教育機関におけるデジタル関連施策の総合的な企画、調整及び推進に関すること。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（提案理由）

総務部デジタル推進課の設置に伴い、規定を整備する必要がある。

改正案	現行
<p>第一条（現行のとおり） （分課）</p> <p>第二条（現行のとおり） 総務部 教育政策課及び総務課 デジタル推進課</p> <p>契約管財課から法務監察課まで（現行のとおり） 都立学校教育部から福利厚生部まで（現行のとおり） 第三条から第四条まで（現行のとおり） （各部、課等の分掌事務） 第五条（現行のとおり） 総務部 教育政策課</p> <p>一から十まで（現行のとおり） （削除）</p> <p>十一 人権教育及び同和教育に関する連絡調整に関するこ と。</p> <p>総務課 一から十七まで（現行のとおり） デジタル推進課</p>	<p>第一条（略） （分課）</p> <p>第二条（略） 総務部 教育政策課及び総務課 （新設）</p> <p>契約管財課から法務監察課まで（略） 都立学校教育部から福利厚生部まで（略） 第三条から第四条まで（略） （各部、課等の分掌事務） 第五条（略） 総務部 教育政策課</p> <p>一から十まで（略）</p> <p>十一 教育庁及び教育機関におけるデジタル関連施策の総合 的な企画、調整及び推進に関すること。</p> <p>十二 人権教育及び同和教育に関する連絡調整に関するこ と。</p> <p>総務課 一から十七まで（略） （新設）</p>

一 教育庁及び教育機関におけるデジタル関連施策の総合的

な企画、調整及び推進に関すること。

契約管財課から法務監察課まで (現行のとおり)

都立学校教育部から福利厚生部まで (現行のとおり)

第六条から第八条まで (現行のとおり)

(新設)

契約管財課から法務監察課まで (略)

都立学校教育部から福利厚生部まで (略)

第六条から第八条まで (略)